

【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

関連各法で作成が義務付けられている「避難確保計画」に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルで記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます。危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありませんので、必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に「避難計画」として記載しましょう。

記載すべき事項※1		学校の危機管理マニュアル等との関係※2
1 計画の目的	・避難確保計画の目的 ・根拠となる関連法	○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法
2 計画の報告	・避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告	▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告
3 計画の適用範囲	・避難確保計画の対象となる施設の利用者等の範囲・人数 ・計画の見直し ・事前休業の判断	○学校の現状（児童生徒等、教職員の人数） ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断
4 防災体制	・防災体制の基準（収集基準等）、体制	○教職員の非常収集基準・体制 ○警戒本部、対策本部の基準・体制
5 情報収集・伝達	・収集する情報の種類、収集手段 ・施設内関係者間、施設利用者への情報伝達手段	○情報収集の内容、収集手段 ○教職員間、保護者等への情報伝達手段
6 避難誘導	・避難場所、移動距離、避難手段 ・避難経路 ・避難に要する時間	▲避難場所、移動距離、避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間
7 避難の確保を図るための施設の整備	・避難誘導等に用いる資器材等の一覧	○備品・備蓄品一覧 (内、避難に関連する資器材等)
8 防災教育及び訓練の実施	・定期的な研修、訓練の実施 ・教育訓練計画の作成	○教職員の研修、訓練 ○児童生徒等への安全教育
9 防災教育及び訓練の年間計画	・防災教育・訓練の項目、内容、実施予定期	○学校安全計画
10 利用者緊急連絡先一覧表	・施設利用者の緊急連絡先一覧	○児童生徒等（保護者）の緊急連絡先一覧
11 緊急連絡網	・施設職員の緊急連絡網	○教職員の緊急連絡網
12 外部機関等の緊急連絡先一覧表	・市町村担当部局、警察、消防等の連絡先一覧	○関係機関連絡先一覧
13 対応別避難誘導一覧表	・避難支援が必要な利用者等の個別対応内容、移動手段、担当者	○児童生徒等名簿（点呼用） ▲要支援児童生徒等個別避難計画
14 防災体制一覧表	・防災体制図	○警戒本部、対策本部の体制
15 施設周辺の避難地図	・施設周辺の避難経路図	▲避難経路図

※1 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」（令和2年6月）による。番号欄が青色網掛けとなっている項目（No. 1～8、15）は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。

なお、活火山法に基づく避難確保計画については、別途、内閣府より作成の手引が示されているが、記載すべき事項はおおむね上記と同様である。

※2 ○印：危機管理マニュアル（避難計画以外の箇所）又は関連計画が該当する事項

▲印：危機管理マニュアルで「避難計画」として記載すべき事項